

CU三多摩ニュース No.35

2018.6.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

春の拡大月間で 28 人加入

CU三多摩は 250 人目前

CU三多摩・書記長 三宅一也

春の拡大月間は4～5月を中心に、CU東京で100人、三多摩で23人の目標で取り組まれました。CU東京は6月に100人を達成し、三多摩は目標超過の28人を新たな仲間として迎えることが出来ました。

新加入は労働相談関係7人、東京土建関係6人、議員も9人が協力組合員として加入しました。それぞれの結びつきを生かした活動と呼び掛けで、超過達成できました。

今回、三多摩の組織数は242名となり、250人まで目前です。ぜひとも7月29日の第4回定期大会を、250人を超える組織数で迎えられるよう、仲間の皆様のご協力をお願いします。

今回の月間でCU東京は1,220人となりました。目標達成支部は、三多摩の他、ちよだ、港、品川、中野、練馬の6支部・協議会です。



分会を発足させた清瀬東久留米分会の皆さん

泊まり込みで労働法など学習

CU三多摩の活動方向も確認



6月17日、18日の両日、山梨県石和で「拡大事務局学習会議」が開かれ、17人が参加しました。この間の労働相談が組合員からの紹介で寄せられるようになり、相談数は100件に近づきつつある中、相談の力になる労働法などの学習が必要と考え、行われたものです。

3人の内部講師、社労士もいて

学習会はず、三宅書記長が「集团的労働関係と法」と題し、労働組合の組織率と現状、個人加盟の労組の存在意義、労働組合と労使関係、労働基本権、労働組合法、労働裁判の判例などについて講義を行いました。

次に、市川社労士・執行委員から「賃金・労働時間」と題して、賃金の意義、支払方法の原則、最賃法、労働時間規制、休日、変形労働時間制等について、具体例を挙げての講義がありました。

続いて、北村社労士・書記次長から「労働契約の基礎」と題して、労働関係における法の役割、労働法の体系、雇用契約等々1日目及び2日目にかけて講義が行われました。

本部の高木書記長からも

CU東京本部の高木書記長は「個人加盟地域労組はどのように位置づけられているか、到達点と課題を考える」と言う特別報告を行い、連合

の現状、全労連（とりわけ地方組織）の現状と課題が明らかにされました。

3人の講義のレジュメは87頁。本部報告の貴重な資料は53頁。実質7時間に及ぶ学習会で改めて三多摩協議会の目指すべき活動の方向を確認しあいました。

そして、当面の拡大目標を達成し、地域に根差した一人一人の労働者の困難に目を向けて寄り添った活動をする決意を固めました。



(執行委員・糀谷記)

全8時間の濃い〜学習会でした。労働法を再学習できて有意義でした。よくわからなかった用語も事例もすっきり。副業が認められることで、心の病や過労死は認定が困難になるのかな。これからの判例がどうなるのか、みていかなければ…。

私たちの社会的役割は、ますます重要になると決意を新たにしました。

清瀬東久留米分会長・寺川知子

保育園経営、ベビーシッター派

遣事業所の解雇事件和解解決

M市から助成金等を受け事業を行っている(株)N(認可保育園、居宅訪問型保育、ベビーシッター派遣事業等)に対し、Hさんが東京地方裁判所立川支部に対し、地位確認等請求事件として提訴していました。

東京地方裁判所立川支部において、被告N社より解決金を支払うとの和解提案があり、2018年5月28日に合意に至りました。

この争議の経過について

この事件は、(株)Nの事業所に事務職員として勤務するHさんが、就業規則にある「賞与の支給」を尋ねたところ、露骨ないやがらせを



受け、また、有期雇用契約が自動更新となっていたにもかかわらず、突然、雇用契約の自動更新を無視し、有期雇用契約を非更新とする通知を行い、会社が執拗な嫌がらせの上、2017年1月に雇い止めを行った事案です。

また、N社はHさんに「会社に虚偽申告を行い、通勤手当を不当に詐取した」との言いがかりをつけ、組合との団体交渉中にもかかわらず、2017年1月分の給与より「不当利得返還分」として、差し引いて給与支給を行うなど、労働基準法第24条1項に違反する暴挙にでました。

組合は、N社に対して、2度の団体交渉を行い、誠実な対応を求めてきましたが、N社は組合を敵視し、不誠実な対応に徹し、組合員のHさんに対しては、露骨な嫌がらせを行いました。

組合と弁護士がHさんに心を寄せて

Hさんは、CU三多摩協議会と八王子合同法律事務所と相談し、昨年4月27日、東京地方裁判所立川支部へ労働審判を申し立てました。2回の審判の結果、東京地方裁判所立川支部労働審判廷において、2017年8月2日、申立人Hさんに対し解決金を支払うとの審判が下されたものです。

しかし、N社の代表は、この審判の決定に従わず、2017年9月に東京地方裁判所立川支部に提訴し、今回の和解に至りました。

(副委員長 大江拓実)

CU三多摩。第4回定期大会案内

日程 7月29日(日)14時開会

会場 国分寺労政会館

(国分寺駅南口より5分、終了後懇親会)